

・【資料2】扶養親族の範囲一覧表

種 別	対象範囲	所得限度額
給与上 (扶養手当認定)	① 配偶者（内縁含む） ② 子・孫（22歳年度末まで） ③ 父母・祖父母（60歳以上） ④ 弟妹（22歳年度末まで） ⑤ 重度心身障害者 （6親等以内の血族、3親等以内の姻族） →扶養手当概要参照	職種によって年額、月額、3か月 平均等算出法が異なる ・給与所得者 月額 108,334円未満 ・事業、年金所得者 年額 130万円未満 →扶養手当概要参照
共済組合上 (被扶養者認定)	① 配偶者（内縁含む）・子・父母・孫 ・祖父母・弟妹 ② 同一世帯に属する三親等内の親族 ③ 同一世帯に属する内縁の妻（死亡後も含む） の父母・子 ※ 同一世帯とは、組合員と生計を共にし、 かつ同居している場合をいう →福利手引「被扶養者ができたとき」参照	認定時点から将来に向かって1年間 の収入で判定 ・年額 130万円未満 ・給与収入者 月額 108,334円未満 ・60歳以上で所得の全部又は一部が 公的年金の場合 年額 180万円未満 →福利手引「被扶養者ができたとき」参照
所得税法上 (扶養控除申告)	① 配偶者（内縁を含まない） 控除対象配偶者又は配偶者特別控除に該当 ② 配偶者以外の親族 （6親等以内の血族、3親等以内の姻族） ③ いわゆる里子や市町村長から養護を委託 された老人 ※ 納税者と生計を一にしていること	その年の1月から12月までの所得で 判断 ・年額 38万円以下 （給与のみの場合103万円） ※ 遺族年金、傷病手当金等は所得と みなさない

血 族 血のつながりのある者および養子縁組親族

配偶者 夫からみて妻、妻からみて夫（同親等）

姻 族 自分の配偶者の血族、自分の血族の配偶者

以 下 余 白